

2026年（令和8年）4月1日から

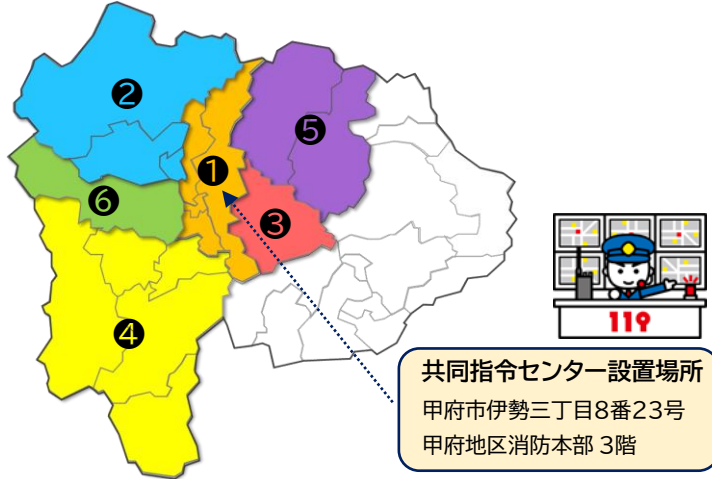
山梨国中地域消防指令センター

運用が開始されました

笛吹市消防本部を含む国中地域の6消防本部では、これまでそれぞれの消防本部で行っていた、消防指令業務（119番通報の受付、消防車や救急車への出動指令など）を集約し、令和8年4月1日から6消防本部で共同運用を開始しました。

共同運用後は、山梨国中地域消防指令センター（甲府市伊勢三丁目8番23号 甲府地区広域行政事務組合消防本部3階）において、6消防本部から派遣された消防職員が、119番通報の受付や出動指令を行います。

指令センターを共同運用する消防本部（管轄市町）



①甲府地区消防本部

（甲府市、甲斐市（旧竜王町、旧敷島町）、中央市、昭和町）

②峡北消防本部

（韮崎市、北杜市、甲斐市（旧双葉町））

③笛吹市消防本部

（笛吹市）

④峡南消防本部

（市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町）

⑤東山梨消防本部

（山梨市、甲州市）

⑥南アルプス市消防本部

（南アルプス市）

共同指令センターQ&A



共同運用で何か変わるの？

6消防本部の管轄市町からの119番通報は、すべて山梨国中地域消防指令センターにつながるようになります。119番のかけ方はこれまでと変わりませんので、通報の際は落ち着いて、必ず「市町名」から住所を伝えてください。

なぜ、共同運用するの？

6消防本部が共同で指令センターを設置し運用することで、費用の削減や人員の効率化につながるほか、6消防本部管轄区域の災害情報を一元的に管理できるため、応援出動の迅速化など相互応援体制が強化され、住民サービスの向上につながります。

場所の特定はすぐにできるの？

指令センターには、最新のシステムを導入します。高性能な検索機能により、すぐに通報場所の特定が可能です。

119番通報がつながりにくならないの？

6消防本部の着信件数を想定して、回線数を整備していますので、つながりにくくなることはありません。

消防車や救急車の出動はどうなるのですか？

出動体制は、従来どおりお住いの地域を管轄する消防本部が対応します。大規模災害には、各消防本部が情報を共有しているため、迅速な応援体制を整えることが可能です。

聴覚や言語機能の障がい者の方の通報方法は？

現在、運用しているNet119・FAX119は、変更することなくそのまま利用できます。新たにメールで通報できるメール119を増設しました。Net119及びメール119は、事前の登録が必要となります。登録方法は、笛吹市ホームページ又は、笛吹市消防本部にお問い合わせください。